

[最優秀賞]

虐待冤罪と闘った2年7カ月の記録

竹下 順子 たけした・じゆんこ 佐賀県弁護士会・72期

傷害被告事件

佐賀地判令5・5・18 令和3年(わ)第146号 LEX/DB25595275

はじめに

弁護士2年目、この事件は被疑者国選でやってきた。ネット記事では、父親が子を虐待したとされていたが、父親は否認しているようだった。私は初めての否認事件に戸惑いながら、被疑者ノートを持って接見に向かった。

事件の概要

Aさんは、妻、子(生後5カ月)と3人暮らし。

Aさんは、夜勤を終えて帰宅した後、午前6時頃から子をあやしていた。

その後、Aさんは、子を床に敷いた布団に寝かせ、しばらくは隣で一緒に寝そべて子を寝かせようとしたが、子が寝てくれなかったので、同じ部屋の1、2メートル離れたところで充電していたスマートフォンのところに行き、子に背を向ける形で座って、5分程仕事のメールをチェックしていた。

すると、突然、子がギャン泣きを始めたので、子のところに駆け寄った。別の部屋で洗濯物を干していた妻も駆け寄った。子が口からミルクを吐いていたので、Aさんはキッチンまで口を拭くふきんを取りに行って拭いた。

妻が、子がなぜギャン泣きしているのかわからず、おむつの状態を確認していたときに、ふと、Aさんは横から見ていて、子の右腕が動いていないことに気が付き「腕動いてくない？」と言った。妻は子の右手に自身の指を置いたが、子は握り返さなかった。Aさんも、肩の脱臼かと思ひ、子の肩辺りを触ったが、異変はなかった。

Aさんと妻で、急いで病院に連れて行ったところ、

子は右上腕がらせん状に骨折していた。医師から骨折の原因を聞かれたが答えられず、医師から虐待を疑われて児童相談所に通報され、そのまま子は児童相談所に保護された。その後、警察から捜査をされたが、事件から約2カ月後に傷害罪で逮捕となった。

初回接見

「どこで骨折したか、思い当たるところはない?」。Aさんの回答は、「子の寝返りしか考えられない」だった。周りに落下物もなく、腕を踏んだり、子を落としたりもしていない。当時、子は寝返りが下手くそで、右側にしか寝返りができなくて、よく右腕が床と胸の間に挟まって動けなくなっていた。どれだけ考えても、寝返りくらいしか思い当たらない、とのこと。

私は、普通に考えて、寝返りで骨折するわけがないと思った。しかし、Aさんの雰囲気や、臨場感ある話の内容から、嘘を吐いているとも思えなかった。

Aさんから「認めた方がいいのか、否認を続けた方がいいのか」と聞かれた。私は、「やっていないことは絶対に認めてはいけない」と答えた。黙秘の選択肢もあったが、Aさんの意向が「警察にも説明して、骨折の原因をきちんと捜査してほしい」だったので、事実と異なる調書には絶対署名しないよう指導をした。Aさんの話を元にした裏付け捜査により、受傷機転の特定につながるのではないかと、淡い期待もあったのが正直なところである。また、私は被疑者ノートを渡し、取調べの状況等を記録するよう指示した。

被疑者段階での活動

その後も、私はほぼ毎日接見に行った。取調べの

際に、Aさんは警察から「否認を続けたら、妻を疑わなければいけなくなる」等と言われ、自分がいま勾留で味わっている辛い状況を、妻にも味わせたくないと苦しんでいた。私は認めてはいけないとAさんを励まし続けた。途中から取調べで自白を説得されるだけになったので、黙秘に切り替えるように指導した。

同時並行で、勾留と接見等禁止の裁判に対する準抗告も行った。勾留に対する準抗告は認められなかったが、接見等禁止に対する準抗告は一部認められ、Aさんの母親だけ接見等禁止が取り消された。

準抗告をするために母親に身元引受書を書いてもらった際、母親から「子に原因不明の痣が無数にできており、病院でも原因がわからなかったの、子には骨が折れやすい特殊な体質があったのではないか」と言われた。

また、私は他に同様の事件がないか調べていたところ、子の上腕骨のらせん状の骨折で、児童相談所が乳児院への長期入所を家庭裁判所に求める審判を申し立てた事案で、骨折が虐待によるものではないとして、申立てが退けられたというインターネット記事を見つけた。その頃、同じ記事を見つけた妻から「その記事を書いた人に連絡をしてみてよいか」と電話があった。Aさんの母親も、妻も、Aさんを信じている。私も当然だが信じなければと思った。

私は、子に骨折しやすい体質がないか調べるため、妻から子が通っていた病院を全て教えてもらい、カルテ開示を求める23条照会を行った。

公判前整理手続

起訴されないことをうっすら願っていたが、起訴されてしまった。

公訴事実は、「子に対し、その右腕に何らかの暴行を加え、よって、右上腕骨幹部骨折の傷害を負わせた」というものであった。

すぐに、私は付公判前整理手続請求と国選弁護人の複数選任の申出を行った。が、公判前にはなったが、複数選任は認められなかった。

保釈請求と、Aさんの叔母の一部接見等禁止解除の申立ても行ったが、認められなかった。被疑者ノート在宅下げると、毎日「辛い」とだけ書いてあった。起訴後も、私は、Aさんへの週1回の接見を継

続した。

検察官から証明予定事実記載書の提出と証拠開示があった。消去法的な立証構造で、Aさんが暴行をした以外に骨折が生じる具体的な可能性がないことからAさんの暴行を立証するというものであった。

続けて、開示された証拠と23条照会で取得したカルテを読んで、私は絶望した。複数の医師が揃って「子に骨折しやすい体質はない」「らせん骨折はねじれの外力が加わったことで生じたもの」と供述していた。カルテ上も、子に先天的な病気を疑わせる記載はない。さらに、子の痣についても、検察側の医師はAさんの暴行によるものではないかと疑っていたことが記載されていた。

一方、検察官から開示された証拠で、妻の実況見分調書だけは唯一の希望だった。弁護人選任前に作成された妻の実況見分調書には「子がギャン泣きしだしたとき、Aさんが子に駆け寄って行くのを目撃した」ことが記載されていた。ギャン泣きの瞬間、Aさんは子に触れてすらいないのである。

では、いつどうやって骨折したのか。全くわからないので、事件現場であるAさんの自宅に行った。だが、現場は、整理整頓が行き届いていて、落下物なんて見当たらないし、腕や手が引つかかるようなところも何もなかった。

私は、子に骨折しやすい体質があったか調べるしかないと考え、佐賀県弁護士会の刑事弁護委員会でどうやって協力医を探せばよいか相談した。刑事弁護委員会で出された助言も踏まえ、まず、検察側の協力医の内の一人に話を聞きに行ったところ、「この子に折れやすい体質はない」「らせん状の骨折は外力がかかったことで生じる」「骨折した原因を検察が見つけられない時点で、虐待があったといえる」「これは虐待だろうと思ったので、強めに供述した」「弁護士さんも、普通に考えて虐待以外思いつかないでしょう」等と言われた。検察側の協力医の話はショッキングなものだったが、これがきっかけで私の心に火がついた。

インターネットで法医学者をたくさん調べた。が、経歴等を見ても、誰が適格か全く分からなかった。そうしていたところ、ふと、以前見つけた、Aさんの妻と話したインターネット記事を思い出した。再度見に行くと、以前見たときより記事が詳細になっており、

審判申立てを退けた弁護士がインタビューを受けていた。また、協力医の意見が鍵となって、申立てが退けられたことも記載されていた。「この弁護士に、このときの協力医を紹介してもらおうのが近道だ」。その川上博之先生（大阪弁護士会）に、全く面識はなかったが、私は、おそろおそろ、若手であることを特に強調しながら、記事に載っていた協力医を紹介してほしいと連絡した。すると、川上先生は協力医に繋ぐことをその場で了解された。

間もなくして、協力医と繋がった。事案の概要を説明したところ、協力医から想像を絶する意見が届いた。まず、易骨折性（通常では骨折しえない外力によって骨折に至ってしまうこと）はない。チョークがポキッと折れることをイメージしたらわかるように、易骨折の場合、らせん状の骨折には、ほぼほぼならない。もっとも、自宅の時点では子は骨折しておらず肘内障で、病院に連れて行ってから、肘内障の整復時やレントゲン撮影時に身体を固定した際に骨折した可能性がある。医療現場で何があったのか、調べてきてくださいと。

肘内障とは、肘の輪状靭帯と橈骨頭がはずれかけ、いわゆる亜脱臼を起こしている状態。肘内障は、ほとんどの場合が腕を引っ張られたときに生じるが、特に6カ月以下の乳児では腕を引っ張らなくても寝返りで生じる。肘内障の治療の仕方は徒手整復で、一般には肘を屈曲させ内旋もしくは外旋するだけだが、人によってさまざまなバリエーションがある。慣れない整形外科医や見様見真似で知識のない医師が何度もぐりぐりと前腕を持って動かすことがある。易骨折性はなくても、乳児の骨は成人の骨よりもはるかに細く、骨強度は弱いため、誤った徒手整復をしたら骨折する可能性がある。また、レントゲン撮影時子どもが動いてしまうと撮影できないので外力で押さえることから、押さえつけの仕方によっては骨折する可能性がある。

さらに、念のため、Aさんの暴行によるものでないかと検察側の医師が指摘していた子の痣についても見てもらったところ、痣はキスマークと考えるのが自然との意見だった。

私は再度カルテを確認した。肘内障は腕が腫脹しないが、骨折は腕が腫脹するとの違いがあるとのことだったが、カルテには腕の腫脹について一切記載が

なかった。また、カルテには、レントゲンで骨折判明後の腕の写真も載せてあったが、写真を見ても腫脹が明らかでなかった。すなわち、カルテ上、来院時にはすでに骨折していたとわかる記載が一切なく、自宅時点では肘内障と考えて全く矛盾がないカルテの内容だった。もっとも、カルテ上、レントゲンで骨折が判明するまで、どの医師が何をしたのか全くわからなかった。尋問で「肘内障の整復をしましたか」「レントゲンのときに腕を強く押さえませんでしたか」と聞いても「していない」と言われ、有罪になってしまう未来が見えた。

協力医の意見を踏まえ、Aさんと妻から聴取りをした。Aさんも妻も、病院に着いたら、看護師から少し話を聞かれた後、すぐに子だけ看護師に抱っこされて診察室に連れて行かれて、Aさんと妻は待合室で待っていたら「骨折」と言われたため、病院内で子に何をされたのか全くわからないとのことだった。

次に、病院に「最初に子を診察した医師から話を聞きたい」と連絡をした。

「事前に23条照会で質問事項を送ったうえでなら会って話を聞いていいですよ」とのことだったので、23条照会で質問事項を送って小児科医と会った。もしかしらこの人が骨折させたのかもしれないと緊張したが、小児科医からは、「自身が駆け付けたときにはすでにレントゲン撮影がなされ、骨折が判明した後だった」「子を診察し、レントゲン撮影をしたのは、研修医2名」と言われた。

私は、再度、病院に、「研修医から話を聞きたい」と連絡した。が、病院からは、研修医を事件に巻き込むわけにはいかないと言われ、断られてしまった。

ここまできたのに。私は、気づいたら泣く泣く事務所の所長である桑原貴洋先生（福岡県弁護士会）に相談していた。「一人では抱えきれない事件」「でも、複数選任が認められなかった」そんなことを話していたところ、「無償の私選弁護団を組めばいいんじゃないか」と言ってもらえた。私は今までこの事件を相談していた先生方に「無償の私選に切り替えようと思うが、一緒にやっていただけないか」と声かけし、私を含む4人の無償の私選弁護団（出口聡一郎先生、隈淳平先生、力丸哲先生、私〔いずれも佐賀県弁護士会〕）が結成された。

もっとも、いきなり弁護団として表に出ると、検察

も病院も警戒するだろうということで、表向きはしばらく私1人のまま対応を続けることになった。再度「研修医から話を聞きたい」と連絡したが、断られた。少しでも情報が欲しいので、整形外科医や、児童相談所に通報をした別の小児科医にも会ったが、いずれもレントゲン撮影をして骨折が判明した後に駆け付けた医師で、良い情報が得られなかった。

このタイミングで、表向きにも弁護士に切り替えた。もう一度、弁護士で協議して、23条照会で質問事項を送ったうえで、病院に「研修医から話を聞きたい」と連絡した。すると、研修医との面談は叶わなかったが、研修医2名とレントゲン撮影前に関わった看護師、放射線技師から、23条照会の質問事項に対する回答書が得られた。

回答書の内容はこうだ。「両親立会いの下、問診した」。両親は待合室にいたと言っており、カルテにも問診の記載はない。「来院時には右上肢が有意に腫脹していた」。カルテに腫脹の記載なく、写真上も腫脹は明らかでない。「病院が子を預かってから子の啼泣はなくなっていた」。両親は待合室で子の泣き声を聞いており、レントゲン撮影後の写真でも子は泣いている。回答書の内容は明らかな矛盾だらけだった。病院は、来院時には右上肢が有意に腫脹していて骨折しており、病院内の事故ではないというストーリーを作ろうとしていた。

これまで裁判所から予定主張の提出を相当迫られて、孤独に裁判所からの圧に耐えていたが、病院から有利な内容の回答書が得られて弁護側のケースセオリーが固まり、やっと予定主張を出すことができた。予定主張を元に、検察側で追加の捜査が行われたが、病院は検察にも研修医の取調べを拒否したとのことだった。回答書は、警察・検察作成の供述調書よりも詳細に書かれていなかったのも、尋問で病院関係者らからどのような証言をされるのかよくわからない状態で、公判に突入することになった。

公判に入る前に、協力医が、レントゲン撮影後に撮影された子の右腕の写真を見て、子の右上腕に服の袖の縫い目の跡が複数ついていることに気付いた。この縫い目の跡は、肘内障の整復の際に、研修医が子の上腕を服の袖ごと強く握った際に付いた跡ではないかと疑われた。弁護士で手分けして、同年代の子の上腕に袖の縫い目を押し付け、どれくらいの時

間で縫い目の跡が消失するか実験をした。私の大学時代の友人の子等に、実験に協力してもらった。カルテによれば、7時23分に来院し、7時54分に右上肢のレントゲン撮影、8時2分に腕に袖の跡がついた写真が撮影されていたので、来院してから写真が撮影されるまでの39分間跡が残ることがなければ、病院でこの跡がついた可能性が高いと考えた。結果、袖の縫い目の跡は数分しか残らなかった。

さらに、協力医から、レントゲン写真を元に子の左腕と右腕の太さを測定したら、レントゲン写真上も右腕が腫れていなかったことを教えてもらった。同年代の乳児に対する実験結果とレントゲン写真の測定結果について、協力医に追加の意見書の作成を依頼した。

公判

公判では、妻、Aさん、研修医X、放射線技師、看護師、研修医Y、整形外科医、検察側法医学者、弁護側法医学者（協力医）、小児科医、Aさんの順で尋問（Aさんについては被告人質問）が行われた。

妻の尋問では、自宅での子の症状が肘内障と矛盾しないことや、子がギャン泣きし出したとき、Aさんが駆け寄る瞬間を見た状況について中心に尋問した。妻の証言に合致する実況見分調書は証拠意見を保留にしていたが、妻の尋問後、弁護士で協議して、同意意見をだした。

裁判所からは1回目の被告人質問が終わった時点で保釈請求をするよう言われていたが、妻の尋問が終わった時点で保釈請求をしたところ許可された。

研修医らの尋問では、回答書に記載されていた矛盾を中心に反対尋問した。そうしたところ、研修医Xは「初診時には、有意に腫脹していることはわからなかったが、後ではっきり腫れていることがわかったので、初診のときから骨折を疑っていたのであれば、回答書には初診時に有意に腫脹していたと書くべきだと解釈した」等と証言した。また、両親立会いの下で行われたという問診についても、研修医Xは問診後診察室内で両親に子を引き渡してもらって両親を退室させたと証言したのに対し、研修医Yは問診後両親と子を診察室から退室させてから研修医らで対応を協議したうえで看護師に子のみを診察室内に入

れてもらったと証言しており、細部に相当な食い違いがあった。もっとも、研修医らが病院で肘内障の整復をしたという証言は得られなかった。

検察側法医学者と子を診察した病院に勤務する整形外科医の尋問では、整形外科医が骨折が生じるほどの過度の肘内障の整復をするとは考えにくいと否定したが、反対尋問で、肘内障の整復と同じような動きでらせん状の上腕骨骨折が生じることは認めた。

協力医の尋問は、これまで何百通もメールで意見交換をして信頼関係を築いてきたことから、私が担当することになった。尋問前の打合せ時、協力医から、らせん状の上腕骨骨折の機序について、肩と肘の部分を固定した状態でねじれの外力を加える必要があることを説明された。肘内障の整復時、子どもが嫌がってよけるのを押さえる際に、肘や肩を動かないように固定することがある。まさに肘内障の整復の動きで、誤って骨折してしまう可能性があることを理解できた。協力医の尋問では、このような骨折の機序を中心に尋問した。

小児科医の尋問では、小児科医は、カルテに載っている写真から右上腕が腫脹しているのは明らかと証言しつつ、実際に写真を見せても、どこが腫脹しているか部位を特定することができなかった。

一通りの尋問が終わり、弁論も終わった後、打合せがあり、裁判所が検察に対し、救急外来での研修医の権能について追加の立証を求めたが、検察は病院が協力してくれないので立証はしないと拒否した。

判決の日。無罪判決が出た(求刑懲役2年)。慣れていない研修医が肘内障整復時に誤って骨折させた可能性が否定できないとのことだった。

しかし、無罪判決が出たのも束の間、検察側から控訴された。

検察側の控訴理由書は、要約すると主に2点に絞られ、①受傷機転は、Aさんが子の上腕を踏みつけて上腕部を回したという態様が最も合理的、②救急外来での研修医の権能について追加立証する「やむを得ない事由」があるというものだった。わずか15センチメートルほどの子の上腕をAさんが踏んで回すことができるだろうか。

協力医に控訴理由書を読んでもらって、Aさんが子の上腕を踏みつけて上腕部を回した可能性についての見解を聞いた。上から垂直方向に強く踏みつけ

るにしろ、上腕に足の裏を当てたうえで、前方に強く押し出す(または後方に強く引く)にしろ、ねじれの力は加わらず、横骨折(骨軸に対して垂直)または角度が鈍角の斜骨折になるとのことであった。急いで追加の意見書をまとめてもらった。また、「やむを得ない事由」がないことも、控訴理由書に盛り込んだ。

結果、双方の証拠調べ請求が却下され、検察官による控訴が棄却(福岡高判令6・3・13LEX/DB25 598901)された。確定し、Aさんがこの事件から解放されたのは、事件から約2年9カ月後だった。

おわりに

私が初めての否認事件で無罪判決を獲得できたのは、無償の私選弁護団の出口聡一郎先生、隈淳平先生、力丸哲先生、協力医、協力医の紹介をされた川上博之先生、佐賀県弁護士会等、多くの人がAさんの無罪を信じて動いてくれたからである。

この経験を活かして、今後も私は刑事弁護に取り組んでいく所存だ。☞